

働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場を目指しましょう

ガイドライン全文



》》》 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

ガイドラインで示す事業者の取組

1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる所信表明と体制整備

経営トップが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。



● 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入 (主としてハード面の対策)

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する。



警報音は中低音域に、パトライトは有効視野を考慮する。

● 高齢労働者の特性を考慮した作業管理 (主としてソフト面の対策)

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇入れ時及び定期的健康診断を確実に実施するとともに、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。



※健康情報等を取り扱う際は、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

転倒等リスク評価
セルフチェック票



片足立ち 開眼又は閉眼で何秒立てるかを計測

4 健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングするよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針 (THP指針)」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針 (メンタルヘルス指針)」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高齢労働者、管理監督者に対する教育

労働者と関係者に、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。